

2018年4月24日

お客様各位

【ブラジル向け】木材梱包利用時の申告に関する御願い

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

掲題に関しまして、ブラジル農務省より発令されました規範命令の強化に伴うブラジル税関システム SISCARGA の仕様により、マニフェスト情報において木材梱包材の対応状況を申告することが義務付けられております。

つきましては、弊社への B/L Instruction 等船積情報送付時に Description 欄へ下記情報を記載頂きたいをお願い申し上げます。

記

開始日 : 即日

対象貨物 : ブラジル向け貨物

手配事項 : 下記4項目の英文の内該当するものを記載

- ・ Wooden package : Treated and certified 【対応・マーキング済み】
- ・ Wooden package : Processed 【加工済み木材を利用】
- ・ Wooden package : Not - treated and not - certified 【未対応・証明書未発行】
- ・ Wooden package : Not Applicable (in case it is not wooden material)
【規制対象となる木材梱包なし】

本船出港済、B/L Instruction 受領済分で既に従来に記載方法で B/L 面上に記載頂いている件に関しましては訂正して頂く必要は御座いません。

以上